



四国税理士会報

第416号

2020.10.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515㈹

●発行人／清田 明弘
●編集人／松岡 真澄美
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



瀬戸内の夕暮れにたたずむ小舟

撮影者 高松支部 二川 博之

主な記事

高松国税局との定例懇談会
広報部ニュース

あなたに暮らしかねるにいる
 四国税理士会

ホームページの QR コードは[こちら](#)





個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、個人に対して支給される国や地方公共団体の助成金^(注)は、各助成金の事実関係によって、所得税の課税関係が異なることになる。

改めて、その概要を確認したい。なお、具体例は以下の表に例示する。

【非課税となるもの】

- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ② 助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・学資として支給される金品（所法9①十五）
 - ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所法9①十七）

【課税となるもの】

上記の非課税所得とならないものは、次のいずれかの所得として課税対象になる。

- ① 事業所得等に区分されるもの
事業に関連して支給される、事業者の収入が減少したことに対する補償、支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的とする助成金
- ② 一時所得に区分されるもの
事業に関連しない助成金で臨時に一定の所得水準以下の者に一時に支給される助成金
- ③ 雑所得に区分されるもの
上記①、②に該当しない助成金

《新型コロナウイルス感染症等に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係》

課 税	非 課 稅
【事業所得等に区分】	【支給の根拠となる法律が根拠】
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所得者向けの持続化給付金 ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・東京都の感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金、支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、給付金
【一時所得に区分】	【新型コロナ税特法が根拠】
<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者向けの持続化給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金
【雑所得に区分】	【所得税法が根拠】
<ul style="list-style-type: none"> ・雑所得者向けの持続化給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生支援緊急給付金 ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 ・ベビーシッター派遣事業割引券 ・東京都ベビーシッター助成金

課税となる助成金のうち、持続化給付金は、納税者の個別事情によって取扱いが異なることから、特に注意が必要である。

(注) 助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含む。

〈参考〉 国税庁HP「新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係（問9）」

お国自慢

愛媛

日野 智仁（松山支部）

庚申庵こうしんあん

松山市味酒町に庚申庵という史跡庭園があります。松山市のホームページには、「庚申庵は俳人栗田樗堂（1749～1814）が寛政12（1800）年、52歳の時、松山城西方の味酒郷に作った草庵で、もと青面金剛の小祠があり、古老が古庚申と呼んでいた場所に、庚申の年に建てたので庚申庵と名付けられたといわれています。現在、庚申庵は公有化され、平成12年（2000年）から3ヶ年をかけて復



元、往時の姿をよみがえらせています。」また、「庚申庵史跡庭園は、愛媛県指定史跡「庚申庵」（昭和24年指定）の公有化に伴い、平成12年から復元にとりかかり、平成15年5月に開園した史跡庭園です。建物の南側には風雅な庭園があり、例年4月末に咲くノダフジの花は見事です。」と説明されています。講演会や茶会等も開催されているようです。

くりた ちよどう 栗田樗堂については、「栗田樗堂（1749年～1814年）は、松山の松前町酒造業豊前屋後藤昌信の三男である。明和2年（1765年）酒造業廉屋栗田家第7代を継ぎ、町方大年寄として活躍しました。この間樗堂は、俳諧に傾倒し、名古屋の俳人加藤暁台に教えを受け、蕉風復興運動に尽きました。小林一茶とも親交があり、寛政7年（1795年）春には樗堂をたずねている。樗堂は安芸国御手洗島に移り、文化11年（1814年）に66歳で没した。」と説明されています。



松山市の街中にあって、静かで落ち着く空間となっています。仕事が忙しい時に、少し外出して気持ちを落ち着かせることが出来る場所も必要だと思います。私は俳句の事が分かりませんが、気持ちを落ち着かせるため訪れたことがあります。皆様も近くの憩いの場探しをしてみてはいかがでしょうか。



コーヒー

黒川 一也
(高松)

コーヒーが好きでよく飲む。なぜこんな黒くて苦い飲み物を飲むのかと思うこともあるが、毎日飲んでいる。毎朝コーヒーを飲むことが儀式のようになっていて、コーヒーの香りを嗅ぐことでスイッチが入るような気がする。食後にはコーヒーを飲まないと落ち着かない。味はよく分からぬが、おいしいからと言うよりは、香りや空間を含めた体験が好きなのだろう。仕事の合間に飲むインスタントコーヒーや缶コーヒーから、シアトル系のコーヒー店で本を読みながら飲むエスプレッソ系のコーヒー、純喫茶で打ち合わせをしている時に出てくる苦いドリップコーヒーまで、それぞれの場面に合った魅力がある。

サードウェーブコーヒーの有名店、ブルーボトルコーヒーはこれでもかと無駄をそぎ落としたシンプルな店内で、世界から選りすぐったこだわりの豆を使い、一杯ずつ丁寧にドリップコーヒーを入れていく。コーヒーの世界の流行の最先端でありながら、そのルーツは日本の喫茶店文化にもあるという。シアトル系コーヒーのようなマニュアル化され効率化を追求した仕組みを嫌い、コストが高くなても日本の喫茶店のように一杯一杯をじっくりと時間をかけて入れる仕組みは、プロフェッショナルの仕事に通じるものがある。もちろん、それは商品の価格にしっかりと転嫁されていて、その価格を払わせるだけのブランディングが伴って初めて商売となつてい



るのだが。

一人ひとりの顧客にしっかりと向き合い、耳ざわりのいい甘い言葉だけでなく、顧客のために必要であれば時には苦言も呈し、それでも居心地の悪さを感じさせない信頼関係がある。そんな純喫茶のようなプロフェッショナルな仕事ぶりに最先端のAIやクラウドといったツールも取り入れて価値を高め、それが一体となってブランディングとして成立している高単価でサードウェーブな会計事務所、そんな事務所が出来るだろうか。単価アップが難関か。

◇◇本年度の全国統一ポスター◇◇

